

碧南市教育委員会 7 月定例会議事日程表

令和 8 年 7 月 2 4 日（金）

午後 2 時～

碧南緑地ビーチコート

1 開会の辞

2 教育長報告

3 前回会議録の承認について

4 議 案

(1) 協議事項

ア 令和 9 年度使用小学校及び中学校用教科用図書採択について（当日資料 1）
（学校教育課）

イ 愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について（当日資料 2）
（学校教育課）

(2) 報告事項

ア 6 月議会一般質問内容及び回答について（資料 1）
（関係各課）

イ 要保護・準要保護児童生徒の認定について（資料 2）
（庶務課）

ウ いじめ問題について（当日資料 3）
（学校教育課）

エ 国登録有形文化財（建造物）の登録答申について（資料 3）
（藤井達吉現代美術館）

(3) その他

ア 各課報告

イ 今後の予定

8 月定例会

令和 8 年 8 月 2 0 日（木）午後 2 時から 碧南市役所 4 階 庁議室

5 閉会の辞

教育長 活動報告

月 日	曜日	行 事	場 所
6月26日	金	本会議（5日目）	議場
6月26日	金	美術館企画展開会式	藤井達吉現代美術館
6月27日	土	碧高予選会視察	碧南高浜市内
6月28日	日	民謡高松会 民謡のつどい	文化会館
6月29日	月	学校訪問	中央小学校
6月30日	火	教頭会議	談話室 1
7月2日	木	愛知県市町村教育委員会連合会定期総会	日進市民会館
7月3日	金	碧南市健康を守る会総会	大会議室
7月8日	水	校長会	議員大会議室
7月9日	木	学校訪問	鷺塚小学校
7月10日	金	表敬訪問（全日本少年少女空手道選手権大会出場報告）	応接室A
7月11日	土	西三出場決定戦視察	碧南高浜市内
7月14日	火	三河部都市・町村教育長協議会	田原市役所
7月15日	水	図書館協議会	図書館本館
7月16日	木	表敬訪問（シーホース三河2025-2026シーズン報告）	応接室A
7月17日	金	交通安全夏大監視	笹山町交差点
7月22日	水	表敬訪問（ボーイスカウト日本ジャンボリー出場報告）	応接室A
7月24日	金	定例教育委員会	碧南緑地ビーチコート

教育長 活動予定

月 日	曜日	行 事	場 所
7月27日	月	管理職研修会	談話室 1
7月27日	月	学校訪問（諸帳簿点検）	新川小学校
7月29日	水	学校訪問（諸帳簿点検）	日進小学校
7月31日	金	学校訪問（諸帳簿点検）	鷺塚小学校
8月1日	土	碧南市音楽会	文化会館
8月4日	火	学校訪問（諸帳簿点検）	西端小学校
8月4日	火	学校給食センター運営審議会	給食センター
8月4日	火	学校訪問（諸帳簿点検）	大浜小学校
8月5日	水	学校訪問（諸帳簿点検）	棚尾小学校
8月6日	木	学校訪問（諸帳簿点検）	中央小学校
8月7日	金	碧南市教育研修会	芸術文化ホール
8月12日	水	表敬訪問（サイエンスキャッスルジャパン2026結果報告）	応接室 A
8月17日	月	学校訪問（諸帳簿点検）	南中学校
8月17日	月	学校訪問（諸帳簿点検）	中央中学校
8月17日	月	三河教育懇談会	岡崎ニューグランドホテル
8月18日	火	教育支援委員会	会議室 1
8月19日	水	学校訪問（諸帳簿点検）	東中学校
8月19日	水	学校訪問（諸帳簿点検）	新川中学校
8月20日	木	定例教育委員会	庁議室

令和 8 年碧南市教育委員会 6 月定例会 会議録

1 日時 令和 8 年 6 月 2 5 日（木） 午後 2 時から午後 2 時 5 7 分まで

2 場所 碧南市役所 4 階 庁議室

3 出席者

(1) 教育委員

委員 岡本 明弘、委員 大村 幸、委員 榊原 京子、委員 深津 茂樹、
教育長 小澤 徹

(2) 事務局職員

教育部長 岡本 和雄、庶務課長 磯貝 幸満、学校教育課長 鎌谷 祥行、
生涯学習課長 金原 厚夫、文化財課長兼藤井達吉現代美術館副館長 山田 光則、
藤井達吉現代美術館副館長 木村 理恵子、スポーツ課長 中嶋 忠彦、
海浜水族館長 地村 佳純、庶務課庶務係長 齋藤 堂晴

4 傍聴者 0 人

5 議案

(1) 協議事項

ア まなびさぼーと高校生の決定について

イ 碧南市学校給食代替食費給付金支給規程の制定について

(2) 報告事項

ア 碧南市教育委員会附属機関の委員について

イ 令和 8 年度小中学校の研究主題について

(3) その他

6 会議の概要

日程第 1 開会の辞

日程第 2 教育長報告

教育長が資料に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

日程第 3 前回会議録の承認について

〈意見・質疑なし〉

事務局から会議録署名者として榊原京子委員及び深津茂樹委員を指名し、事務局案で承認された。

日程第4 議案

協議事項ア まなびさぼーと高校生の決定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書により
非公開とすることで決定し、最後に審議することとした。

協議事項イ 碧南市学校給食代替食費給付金支給規程の制定について

庶務課長が当日資料2に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

深津委員 不登校の子とか食物アレルギーの子や宗教上の理由の子というのは、食事は家で作ってもらって持ってきているのですか。

庶務課長 はい。アレルギーの子に関しては、頻繁に含まれる食材がアレルギーに該当すると、1か月を通して給食を止めて全てお弁当を持ってきていただくことになります。

他方で、給食に使用される頻度の低いアレルギーですと、その日の給食の該当するものだけ食べなくて良いように代替りのものを持ってきてもらう場合もあります。

今回の規程では、1か月を通して給食を止められた場合を対象としていきたいと考えています。

深津委員 給食の一部だけ止める場合は、どういうふうになりますか。日によって、その日は食べなかったという場合には、それを差し引いてということに？

庶務課長 事前に1か月を通しての停止の申し出がない限り、給食は児童数全ての準備をしておりますので、学校給食費の食材費として充てさせていただきますと考えております。

深津委員 「他の助成により」というのが規定の中で何か所かありますけれども、他の助成というのは具体的にどういうものでしょうか。

庶務課長 今想定していますのは、生活保護、それに準ずる就学援助を受けている方です。それ以外のものについて、もし仮に類するものがあれば、それは除外していきたいと考えています。

深津委員 他の生活困窮の助成ということでしょうか。

庶務課長 現在想定できているのはそうなります。

深 津 委 員 生活保護世帯とはまた別の話になるのでしょうか。

庶 務 課 長 生活保護を受給している世帯の方については、生活保護の支給の中にその教育扶助として給食費や教材費が含まれておりますので、今回の給食費無償化のための交付金の対象からは外れることを確認しております。

岡 本 委 員 この事業は、今42名で予算を組んでいますけれども、アレルギー、宗教、不登校。これ以外にも何か出てきた場合には、また項目を増やすのですか。

庶 務 課 長 基本的に、やむをえない事情としては、アレルギー、宗教、不登校という3つだと考えています。あとは、ケースバイケースになると考えられますので、そういったものを受けられるような柔軟性は必要かと考えています。

岡 本 委 員 支給は毎月になるのですか。

庶 務 課 長 学期ごとに申請を受け付けて学期末を過ぎたタイミングでなるべく早く支給をしていくことを考えています。

岡 本 委 員 例えば何らかの理由で1週間食べない場合だとかは対象外ということですか。

庶 務 課 長 そうですね。あくまで、あらかじめ給食を1か月を通して停止することを条件にしております。

審議の結果、承認された。

報告事項ア 碧南市教育委員会附属機関の委員について
各課課長が資料1に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

審議の結果、了承された。

報告事項イ 令和8年度小中学校の研究主題について
学校教育課長が資料2に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

深 津 委 員 南中学校の県指定というのはどういうものなのでしょうか。

学校教育課長 南中学校の研究は、人権教育での研究を進めてほしいという県からの指定がありまして、このテーマで人権に焦点を当てた研究を進め

ているものです。

深 津 委 員 どこかで発表の機会があるのでしょうか。

学校教育課長 お客さんと呼んで授業発表するようなことはないのですが、紙面報告であつたり県の方に出かけて報告する機会があります。

岡 本 委 員 市指定と自主とありますが、市指定は教育委員会の基本計画を見て3年間行うという理解でよかったですでしょうか。また、自主の方は単年度なのですか。

学校教育課長 単年度とは限りません。各学校で、研究主任又は校長の考えの下、自主的に取り組んでいるテーマで継続になっているものも多いかと思ひます。

変わるタイミングとしては、例えば校長先生が変わつたり、研究主任が変わつて大きく改革してきたい、そんな意向が反映されてくることもあります。

岡 本 委 員 自主の研究は、何をやってもいいということですね。

学校教育課長 そうですね。自主研究は、各学校で何をやるか縛りはありません。市指定の研究も別にこれを必ずやってくださいというわけではなく、内容の指定はしません。各学校で何に取り組むかは考えていただく。その後、3年目に研究発表をするというゴールが設定されています。

教 育 長 基本的には、目の前の子ども達を見て、何の力をつけたいかという、当たり前のことなのですが、それを学校全体で取り組み始めることもあります。

審議の結果、了承された。

《午後2時45分 休憩》

《関係者以外退席》

《午後2時46分 再開》

協議事項ア まなびさぽーと高校生の決定について

関係課職員以外は退席の上、秘密会として協議した。

審議の結果、承認された。

(午後2時57分 閉会)

以上のとおり会議録を作成して、署名する。

令和8年7月24日

委員

委員

協議事項ア 令和9年度使用小学校及び中学校用教科用図書採択について（学校教育課）

当日資料1のとおり

協議事項イ 愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について（学校教育課）

当日資料２のとおり

報告事項ア 6月議会一般質問内容及び回答について（関係各課）

6月議会 質問内容及び回答

課名 庶務課

【議員名】 柁宜田拓治議員
【質問内容】 2. 学校プールの再考について (1) プール授業の現状は ウ 年間の維持経費は 【回答】 学校プールを維持管理するのに要する経費としては、上下水道料金、水質検査のための薬品代、水質検査業務委託料、ろ過装置点検業務委託料等がある。 令和7年度にかかった経費だと、水道代として、学校プール用に独立した水道メーターが設置されている小中学校6校のみだが、6校の合計で、水道料金が348万円余、下水道料金が188万円余であった。また、水質検査のための検査試薬代として全12校で7万円余、水質検査業務委託料として全12校で41万円余、毎年実施しているプールのろ過装置点検業務委託料として全12校で年間15万円余を支出しており、上下水道代を除いたこれらの合計は、63万円余となる。 なお、プールに付随して、温水シャワー用の給湯器で使用するガス料金やガス設備の定期的な点検交換、施設修繕費用も別途必要となる。 【質問内容】 (2) プールの耐用年数と各プールの劣化状況は 【回答】 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和45年大蔵省令第15号）」では、学校用の水泳プールは30年と規定されている。 各小中学校のプールの建設後経過年数は、一番新しい柵尾小学校のもので24年、一番古い南中学校のものでは57年を経過しており、市内小中学校の平均建設後経過年数は39年となる。 一概に耐用年数を経過することで、プールを使用することができなくなるわけではな

いが、老朽化を要因とする不具合が増えてくることもあり、プールサイドの床修繕、ろ過装置の破損部品の取替修繕、配管の漏水の修繕等により、令和 7 年度では合計で 205 万円余の修繕費を支出している。

【議員名】 林田かなめ議員

【質問内容】

1. こどもの居場所の安心・安全について～猛暑日、酷暑日対策を問う～

(1) 学校の猛暑日、酷暑日対策について

イ 体育館をはじめ、武道場、卓球場等へも空調設備の設置は喫緊の課題ではないか

【回答】

議員のご指摘通り、武道場や卓球場についても、熱中症対策は必要と考えている。そのため、今年度から着工する屋内運動場の空調設備設置工事では、武道場、卓球場も含めて実施することとしている。

【質問内容】

< 2 回目 >

設置工事の予定をお聞かせください。

【回答】

今後の予定としては、まずは中学校から設置を進め、今年度は新川中学校と南中学校の設置工事を予定しています。また、令和 9 年度では中央中学校、東中学校及び西端中学校に設置工事を行い、中学校 5 校への設置を完了する予定。

【質問内容】

< 3 回目 >

小学校への設置の予定はどうか。3 月定例会での質問、答弁として、令和 10 年度に大浜、棚尾、西端の 3 校、令和 11 年度に新川、中央の 2 校、令和 12 年度に日進、鷺塚の 2 校への設置工事を実施するとあるが、その後、予定に変更はないか。

【回答】

現時点において予定に変更はない。

【質問内容】

< 4 回目 >

ここまでの学校屋内運動場施設への空調設備設置事業の予算において、国、県等市の予算負担以外の部分について説明願いたい。

【回答】

今年度実施予定の新川中学校及び南中学校の屋内運動場空調機設置工事の予算は2億3,800万円余で、このうち国からは「学校施設環境改善交付金（空調設備整備事業）」として1億2千万円余の交付決定を受けたので、市の負担は半減されることとなります。

令和9年度以降に実施予定の各学校の事業費については、空調設置工事の前年度に行う設計業務の結果によるが、1校当たり1億円以上の事業費となるものと想定している。

「学校施設環境改善交付金」の補助率が2分の1のため、この交付決定を受けることで市の負担を軽減しつつ、確実に実施していきたい。

【質問内容】

2. 公共施設の安心・安全について～改修、修繕の優先順位を問う～

(1) 学校教育施設について

ア どのような要望があり、応えているのか

【回答】

学校からは、修繕対応の要望が日々寄せられる。

その内容は、水道や鍵の不具合、門扉が閉まらない、エアコンの効きが悪い等、比較的軽微なものから、雨漏り、施設内排水の不具合等の重篤なものまで多岐にわたる。

比較的軽微なものについては、対応方法を学校職員に伝えて対応をお願いする、あるいは庶務課職員や市役所技術職員で対応している。しかし、学校職員、市職員だけでは対応できない案件については、専門業者に調査や修繕を依頼している。

【質問内容】

イ 改修、修繕の優先順位は

【回答】

本来であれば、施設の不具合への対処ばかりでなく、施設の機能向上による利便性の向上又は快適な教育環境を提供するための改修も必要だと考えている。もっとも、予算も限られているので、まずは、児童生徒の安全・安心に関する事項の優先順位を高くするべきと考えている。

そのため、昨今の夏の猛暑対策、熱中症対策として、中学校から順に、屋内運動場へ

の空調設置を優先事項として実施していく。

また、設備の故障が重大事故につながりかねないもの、例えば、各種警報装置などの不具合への対応についても、優先すべきものと考えている。

課名 学校教育課

【議員名】長崎章浩議員

【質問内容】

1. 共同親権制度施行後の本市の対応について

(2) 共同親権制度施行後、学校での影響はあるか。

【回答】

現在までのところ、市内の学校現場において、共同親権制度の施行に起因する具体的なトラブルや問題となっている事案は市教育委員会に報告はなく、特段の混乱は生じていない。

【質問内容】

(4) 職員研修と現場支援の現状はどうか。

【回答】

現段階では、教育委員会が主催する集合研修等の実施はないが、本制度への理解及び適切な対応は、子どもの教育や生活に深く関わるため、子どもに関わるすべての教職員及び職員にとって重要であると認識している。その中でも、特に日頃から保護者対応を行う職員や、校長・教頭・園長などの現場責任者においては、制度の趣旨や実務上の取扱いについて正しく、深く理解する必要があると考えている。

そこで、教育委員会では、文部科学省等から示された国の通知文を各学校に対し発出し、所属の教職員へ確実に周知するよう依頼を行っている。さらに、校長会にて、国から示されている「民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）に関するQ&A形式の解説資料」を用いて、教職員全体の理解を深めるよう、再度、口頭でも依頼を行った。今後も各学校において校長から全教職員に対して制度の周知と理解を徹底するよう、引き続き指導と声掛けを行っていく。

【質問内容】

< 2回目 >

実践的研修や相談体制の整備はどうか。

【回答】

現在、制度の周知を進めているので、今後、学校及び園内において制度の周知や理解が図られた際には、実務研修の実施を検討していきたい。また、相談体制の整備については、学校では、校長会において、現場で対応に迷う際には、教育委員会に報告をして、適切な対応をとるよう伝えているので、困難な案件については学校現場と教育委員会にて連携して、対応していく体制が構築されている。

【議員名】 高木洋和議員

【質問内容】

1. 碧南市の少子化問題について

(2) 碧南市の出生数について

ウ 今後の出生数低下で懸念されること

< 2 回目 >

10 年後小学校クラスの半分以上が外国籍になりかねない現状をどう考えるか。

【回答】

将来、碧南の小中学校に通う子供たちが、日本語が理解できないために、学校生活に馴染めない、クラスで孤立してしまう等の事態が増えていかなないようにすることが課題だと考えている。

碧南市内の小中学校に在籍する、「日本語指導が必要な児童生徒数」は年々増加傾向であるが、現在、日本語初期指導教室での指導と各校に配属されている日本語指導担当教員による指導において、学校生活に必要な日本語の学習や日本の文化を学ぶ体制をとっている。今後も日本語指導が必要な児童生徒が増加することは想定されるので、現在の体制をさらに強化し、国籍に関わらず学校生活が楽しく豊かなものとなるよう支援していく。

【議員名】 柰宜田拓治議員

【質問内容】

1. 中学校の部活動について

(1) 中学校の部活動の意義は。

【回答】

学習指導要領においても、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力に資するものである」と記載。教育活動の一環として、教育課程との関連を図りながら、生徒の資質・能力や人間性を育成していくことに意義があると考えられる。

【質問内容】

(2) 顧問、外部指導員について

ア 教員を顧問に置く意義は。

【回答】

部活動の指導においては、技術的な指導だけでなく、安全管理や生徒指導的な側面も重要な部分になる。そのような側面に対して、教員がもつ専門性が生かされている。なお、教員以外の者であっても、顧問同様に引率指導ができる部活動指導員を置くことができる制度があるが、碧南市では現状、部活動指導員を置いてはおらず、部活動顧問の技術指導を支援する部活動外部講師を配置している。

【質問内容】

< 2 回目 >

中学校での部活動の顧問というのは、ウィークデイの何日くらい部活動を指導するのか。休日に先生が顧問として活動することが問題なのか。

【回答】

中学校の平日の部活動は、5 日のうち 3 日間の活動を原則として行っている。また、休日は、土日どちらか 1 日の活動を原則として行っている。教員の多忙化解消の問題としては、平日、休日ともに課題としてとらえている。

【質問内容】

イ 教員の負担軽減等のための本市の方針、対策は。

【回答】

碧南市では、部活動の技術的な指導を支援する部活動外部講師の増員を進めており、技術的指導という点においての負担軽減につながっている。また、今年度から、休日や夏休み等の長期休業中の部活動を複数の学校にて一緒に活動する合同部活動を実施できるよう準備している。合同で行うことで顧問である教員の負担軽減にもつながると考え

ている。

【質問内容】

ウ 「地域展開」や外部指導員の配置の進捗状況は。

【回答】

現在、碧南市では、顧問の教員と共に技術指導にあたる部活動外部講師を、110名以上の方に登録・活動している。外部講師はスポーツ協会や教員からの推薦等を受けて登録され、指導回数に応じて謝礼をお支払いしており、すべての種目に配置されている。休日の部活動が主になるが、平日も活動する方もいる。

運動部においては、合同部活動を進めていくことで、教員の負担軽減のみならず、子供の部活動の選択肢を維持できるようにし、将来的には、地域クラブへと展開できるような体制をつくっていきたい。文化部においては、外部指導者による専門的な指導を受ける機会を増やせるように、昨年度に引き続き、中学校の吹奏楽部で、碧南出身の専門家による技術的な指導を受けることができる楽器塾を行う。また、今後の地域展開も見据え、「碧南市中学生合同バンド」の活動も予定している。その他の文化部については、各部の実情や希望に合わせて講師や、生徒が参加できる講座等を紹介できるよう、地域の人材発掘に努めている。

【質問内容】

エ 将来の展望は。

【回答】

国や県は、令和7年度までを改革推進期間、そこから、令和10年度までを改革実行期間・前期、令和13年度までを後期と設定し、前期期間中に、確実に地域展開に着手し、最終的には、全部活動において、地域クラブ活動に転換することを求めている。

それを踏まえ、碧南市としては、部活動の地域展開・連携の今後の計画（ロードマップ）を作成し、まずは、学校が運営主体となり、運動部・文化部含め、休日等の合同部活動に着手している。運動部においては、今年度の夏以降の新チームより、野球、サッカー、ソフトテニス、剣道、陸上で、北ブロック、南ブロックでの合同部活動や市一括の合同部活動を開始し、令和9年度末までに、他の種目も合同部活動を開始していく予定。さらに種目ごとに、地域クラブ活動への展開を目指していく。

【質問内容】

< 2 回目 >

「最終的には、全部活動において地域クラブ活動に転換することを求めていく。」とあるが、ウィークデイの部活動も全てという意味か。

【回答】

文部科学省の策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」で、国はまず、休日の部活動の地域展開を進めていくことを求めている。一方、平日の部活動については、「国において実現可能な活動の在り方等を検証していく」と述べられている。ついては、この方針に基づき、碧南市においても、まずは休日の部活動の地域展開を目指し、平日については、国の指針を注視していきたい。

【質問内容】

(3) 学校での部活動は消滅するのか。

【回答】

次期学習指導要領の改訂では、部活動を基本的には現行と同じ位置づけとして維持し、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動を併記することが検討されていると聞いている。つまりは、当面の間は学校部活動を継続し、学校と地域クラブ活動の連携強化が求められていくと考える。今後も、碧南市としては学習指導要領改訂の動向を注視していく。

【質問内容】

(4) 知識や経験、やる気のある教員は顧問として活動できるようにするべきでは。

【回答】

今後、地域展開が進み、地域クラブの活動が始まれば、地域クラブにおいて教員も自分の専門性を生かせる種目を選び、指導者として、活動に関わっていけると考える。また、そのような体制づくりに努めていきたい。

【質問内容】

(5) 国の補助は。

【回答】

国による地域スポーツ振興補助金の制度があり、運動部活動と文化部活動に分かれた制度となっている。今年度、碧南市は、吹奏楽部の地域展開が交付要綱の要件を満たすことができたので、補助金を申請し、交付の内定をもらっている。

運動部活動については、地域クラブとしての展開状況が補助金の交付要綱の要件に達していないため、申請していない。今後、要件に達することができた際には、申請していく予定。

【質問内容】

2. 学校プールの再考について

(1) プール授業の現状は

ア 実施回数及び到達目標は。

【回答】

昨年度は、小学校では23～29日、中学校では、16日～18日実施することができた。今年度も、昨年度同様の実施期間になるよう計画をしているので、天候や暑さによっても変動するが、同程度の実施回数になる予定です。なお、昨今の猛暑を受け、各校のプール実施時期は昨年度から例年より1週間程度早めている。

到達目標については、学習指導要領において、各学年で発達段階に応じて設定されており、中学3年生では、様々な泳法で、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすることを目標としている。また、安全面においては、自己の体力や技能の程度に応じて泳ぐことや、無理な潜水を行わない、溺れている人を見つけたときの救助の仕方と留意点を守るなど、水の事故防止の心得を守ることが目標とされている。そこで、これらの目標が義務教育段階で達成されるよう各学年で段階的に指導している。

【質問内容】

イ 授業時の安全監視体制は。

【回答】

各校で、プール期間の時間割を作成し、複数の学級で授業を行えるようにした上で、さらに、指導者とは別に、全体を監視する監視員を必ず1名配置して、監視体制の充実を図っている。中学校は、専門の体育教師が授業を行えるが、小学校では、担任が授業を行うことが多いため、プール開きの前に、応急救護や実技指導等についての研修を行っている。

また、水泳の授業中は、プールサイドにAEDを置き、迅速に救急対応ができるようにしている。加えて、職員室と連携を図るための携帯電話も管理室に常備している。

【質問内容】

(3) 校外プールの利活用について

ア 検討課題となっているか。

【回答】

高浜市や西尾市等の近隣自治体が民間プールを活用して、授業実践を行っている情報は把握している。碧南市でも将来的にプールの老朽化により維持管理が困難な状況となった際等には、校外プールの利活用を検討課題とする時期がくるものと認識している。

【質問内容】

イ 先進地の研究は。

【答弁】

現段階では、近隣自治体の大まかな情報を把握はしておりますが、現地視察や、資料収集等を行っていない。今後、検討する際には先進地の実践状況を調査研究し、施策に生かしていきたい。

【質問内容】

ウ 問題点は何か。

【答弁】

校外プールへの往復に移動時間がかかることが想定される。例えば、1時間の水泳授業を実施するために、移動着替えを含めて授業時間が最低2時間必要となる。他教科の授業時間への影響が心配される。

【質問内容】

エ 将来展望は。

【答弁】

水泳授業には教育的な目的や意義があり、今後も可能な限り学校で実施できるようにしていきたい。しかし、プールの老朽化や維持管理にかかるコストを考えると、いずれは学校プールが使用できなくなる状況も考えていく必要がある。また、教員の負担軽減として、校外プールの利活用について考えていく必要もある。今後、校外プールの利活用について検討する際には、近隣自治体や先進的に実施している地域の調査研究も行い、対応していきたい。

【議員名】 林田かなめ議員

【質問内容】

1. こどもの居場所の安心・安全について～猛暑日、酷暑日対策を問う～

(1) 学校の猛暑日、酷暑日対策について

ア 小中学校の猛暑日、酷暑日への対応は。

【回答】

屋外での活動については、熱中症予防の観点から、WBGT（暑さ指数）を基準として活動の制限を行っている。WBGTが31℃以上となった場合は、水泳の授業や清掃活動を含め、一切の屋外活動を中止し、児童生徒の安全確保を最優先に対応している。

【質問内容】

< 2回目 >

屋内での対策は。

【回答】

屋内での対策については、エアコンを効果的に活用し、児童生徒が安心して学習に取り組むことができる教育環境の整備に努めている。また、登校後の体温上昇や熱中症予防の観点から、必要に応じて登校前からエアコンを稼働させている。

【質問内容】

< 3回目 >

登下校時において留意されている点は。

【回答】

登下校時においては、日傘の使用等を認めている。その他、水分補給についても、活動内容や気象状況に応じて、適切な機会を随時設けるとともに、必要に応じて教職員から飲水を促しています。また、のどの渇きを感じる前に水分を補給することの大切さについても指導を行い、計画的な水分摂取を心がけている。

課名 スポーツ課

【議員名】 森下敏弥議員

【質問内容】

2. 社会教育関係団体の半額減免に変わる新補助金制度の検討状況について

(1) 新たな補助金制度はどのようなものになるのか。また、制度設計の進捗状況は。

【回答】

新たな補助制度は活動内容が市民の文化・スポーツ振興に資するものであり、市が実施する社会教育関係事業に協力し、かつ、市の支援が適当と認められる公共的団体を対象と考えており、現在、新制度の検討を進めているところである。

【質問内容】

(2) 補助金支給対象団体の認定基準は。各団体との調整状況は。

【回答】

具体的には、文化協会、スポーツ協会、レクリエーション協会とそれらの加盟団体及び、へきなん総合型スポーツクラブを想定している。加えて、それらに所属しているこどもの団体も対象にしていきたい。その辺りは、各団体の役員会や理事会などに複数回出向き、頂いた御意見を参考にしながら制度設計を進めている。

【質問内容】

(3) 半額減免を受けている団体数と新制度における補助金対象団体の想定数と想定補助金額は。

【回答】

今年度の減免団体数はスポーツ系 227 団体、文化系 81 団体の合計 308 団体。新制度の想定対象団体数はスポーツ系 70 団体、文化系 30 団体の合計 100 団体。補助金額は令和 7 年度の減免額を上まわらない範囲を考えている。

【質問内容】

(4) 後払い団体の資金繰りが心配されるが、仮に令和 9 年 4 月に支払った利用料の補助金支払いはいつになる予定か。

【回答】

新制度における補助金交付の時期や方法は、補助対象予定団体からいただいた御意見も参考にしながら具体的な制度設計を進めている。

【質問内容】

(5) 補助金の支払いのタイミングについては各団体と調整しているか。

【回答】

各団体の役員会や理事会等で意見を頂き、それらを参考に団体の活動に配慮した制度となるよう調整している。

【質問内容】

(6) 補助金制度を新たに作ることでより事務処理工数が発生する申請受領、支給額決定、振り込みまで増加した事務処理の想定時間と人件費は。

【回答】

新たな補助制度における具体的な事務処理に要する時間や人件費の想定はできていないが、今年度まで実施している制度の設定事務と相殺され则认为している。

【議員名】 小林晃三議員

【質問内容】

1. アジア大会について

(1) これまでの取り組みと進捗状況は。教育関係、学校での取り組みは。

【回答】

市内外の各種イベントで様々な広報活動を展開してきた。昨年度は1年前のテスト大会や浅尾美和さんのトークイベントを開催し、大会の認知度向上に努めた。競技会場の整備も間もなく開始予定と伺っている。学校では給食にアジア料理の提供を予定している。また、授業の一環として職員が授業を行うメニューを用意している。さらに、県の児童生徒招待事業に市内の小中学生2,200人の観戦が予定されている。

【質問内容】

(2) 想定される懸念

ア 来場者数の見込みは。

【回答】

来場者数の見込みは組織委員会から非公開の指示を受けているため言えない。

【質問内容】

イ 公共交通機関利用の来場者の対応は。

【回答】

電車来場者のためのシャトルバスについて、県の関係部署と調整を行っている。

【質問内容】

ウ 車・自転車等での来場者の対応は。

【回答】

公式駐車場は県と調整中。駐輪場は競技場近くに設置予定と伺っている。

【質問内容】

エ 緊急時の対応は（事故や台風などの天災、急病）

【回答】

大会組織委員会が「会場コンティンジェンシープラン」という緊急時用マニュアルや「会場避難計画」、「医療用対策プラン」を作成する予定と伺っている。

【質問内容】

オ ボランティアの人員確保は。碧南市内で従事される方は何名くらいか。

【回答】

組織委員会から示された目標人数は確保できている。メインの活動場所が碧南市内の方が492名。サブ役割の会場が碧南市内の方が521名と聞いている。

【質問内容】

(3) 市民への周知は。

【回答】

広報、ホームページ、市公式LINEに加え、アジア競技大会推進室の公式Instagramを立ち上げ、周知に努めている。

【議員名】 生田綱夫議員

【質問内容】

1. 財政非常事態宣言による弊害について

(5) 文化スポーツ施設使用料について

【回答】

施設使用料の値上げの周知は、窓口でのチラシ配布やホームページへの掲載を行っている。また、社会教育関係団体に対する減免制度の廃止も今年度の登録通知書にて周知を行った。また、新たな補助制度を創設し、公共的な団体の負担軽減を図る。

【質問内容】

(8) アジア大会への影響について、盛り上がると思うか。チケットの売り上げもいまいちと聞いているが、県から市にチケットの買取依頼が来たら購入するのか。

【回答】

財政非常事態宣言発令中だからこそ、明るい話題で市民の皆様の気持ちを盛り上げたい。これまでも浅尾美和トークショーやアジア競技大会日本代表選手選考会を兼ねた大会を誘致するなど様々な取り組みを行ってきた。今後も大会開催までの間、聖火リレー

などアジア競技大会の機運を高める取り組みを進めていく。なお、現時点におけるチケットの売れ行きは、あくまで途中経過と認識しているので、引き続き関係機関と連携してチケットの販売促進に協力していく。

【議員名】 林田要議員

【質問内容】

2. 公共施設の安心・安全について～改修、修繕の優先順位を問う～

(3) スポーツ施設について

ア どのような要望があり、応えているのか

【回答】

要望のうち規模の大きなものは臨海体育館アリーナや、臨海公園グラウンドの雨漏り修繕、臨海公園テニスコートの人工芝の全面張替えといったものがある。規模の小さなものは各施設の付属設備の故障に伴う修繕の要望がある。大規模修繕のうち臨海体育館アリーナの雨漏り修繕は実施済みで、臨海公園グラウンド及びテニスコートは未実施である。小規模なものは予算の許す限り、その都度対応している。

【質問内容】

イ 改修、修繕の優先順位の考え方は。

【回答】

利用者から寄せられた要望や定期点検の結果を参考にしながら、限られた予算の中で優先順位を付けながら実施している。優先順位の判断は、第一に利用者の安全確保に直結する案件や、競技の運営に支障が生じてしまう案件を最優先としている。また、施設の機能を維持するために必要な設備更新や修繕は、利用状況や競技特性などを総合的に勘案し、緊急性や必要度で判断している。

報告事項イ 要保護・準要保護児童生徒の認定について（庶務課）

令和 8 年度 就学援助 要保護・準要保護児童生徒の認定審査結果について
年度当初の新規申請、継続申請

1 認定（却下）日

令和 8 年 4 月 1 日

2 申請世帯及び申請者数について () 内は前年度

新規	105	(125) 世帯	うち要保護	0	(0) 世帯
継続	363	(348) 世帯	うち要保護	3	(4) 世帯
合計	468	(473) 世帯	うち要保護	3	(4) 世帯

申請者数	小学生	405	(413) 名
	中学生	223	(227) 名
	合計	628	(640) 名

3 認定及び却下状況について () 内は前年度

(1) 認定状況

新規	61	78 世帯	認定者数	小学生	317	(344) 名
継続	308	308 世帯		中学生	182	(194) 名
合計	369	(386) 世帯		合計	499	(538) 名

(2) 却下状況

新規	42	(41) 世帯	却下者数	小学生	85	(60) 名
継続	55	(34) 世帯		中学生	41	(27) 名
合計	97	(75) 世帯		合計	126	(87) 名

(3) 再審査状況

新規	2	(6) 世帯	うち所得未申告	0	(0) 世帯
			うち課税証明書発行待ち	2	(6) 世帯
			うち審査保留	0	(0) 世帯
継続	0	(6) 世帯	うち所得未申告	0	(2) 世帯
			うち課税証明書発行待ち	0	(4) 世帯
			うち審査保留	0	(0) 世帯
合計	2	(12) 世帯	うち所得未申告	0	(2) 世帯
			うち課税証明書発行待ち	2	(10) 世帯
			うち審査保留	0	(0) 世帯

再審査者数	小学生	3	(9) 名
	中学生	0	(6) 名
	合計	3	(15) 名

報告事項エ 国登録有形文化財（建造物）の登録答申について（藤井達吉現代美術館）

このことについて、次に掲げる建造物が、令和 8 年 7 月 1 7 日に国の文化審議会から登録有形文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に答申されたので、報告致します。

1 登録有形文化財（建造物）の名称等

種別	名称	員数
建築物	鈴木家住宅主屋	1 棟
建築物	鈴木家住宅裏座敷及び渡り廊下	1 棟

2 所在地

碧南市浅間町 5 丁目 3 5 番地

3 所有者

個人

4 経緯

令和 5 年度に文化財課による歴史的建造物調査を実施。

所有者より文化財登録原簿への登録希望を受け、令和 6 年 3 月 2 1 日に文化庁調査官による実査を受ける。

令和 8 年 1 月 1 5 日付けで教育長名にて文化財登録原簿への登録の手続きを執ることを進める意見を文部科学大臣宛てに具申。

令和 8 年 7 月 1 7 日、国の文化審議会から登録有形文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に答申。

5 概要等

(1) 鈴木家住宅主屋、裏座敷及び渡り廊下について 別添資料 1

(2) 国登録有形文化財(建造物)の制度について、登録有形文化財(建造物)の登録状況
別添資料 2

(3) 碧南市内指定等文化財件数一覧 別添資料 3

6 今後の予定

官報告示を経て国の文化財登録原簿へ登録されます（時期は未定）。

7 その他

現在この文化財には所有者が居住中です。

(1) 鈴木家住宅主屋、裏座敷及び渡り廊下について

所在地： 碧南市浅間町5丁目35番地

所有者： 個人

名 称	形 式	建 設 年 代	登 録 基 準
鈴木家住宅主屋	木造二階建、 瓦葺	明治後期／ 昭和 34(1959)年改修	造形の規範となっているもの
鈴木家住宅裏座敷 及び渡り 廊下	木造平屋建、 瓦葺	昭和前期	造形の規範となっているもの

【概要】

肥料問屋の主屋で木造二階建、切妻造¹ 葺^{きりづまづくり} 瓦^{さんがわらぶき} 葺^{ひらいり} 平入³である。正面はせがい造⁴、外壁は下見板張⁵である。金庫を備えた箱階段等凝った造作を備える。

裏座敷は主屋から渡り廊下で接続する隠居所であり、内部は十畳座敷の一室で、床の間と地袋⁶付床脇を備える。渡り廊下は高塀を兼ね、片流れ屋根葺瓦葺で便所を南端に付す。

切妻造¹：本をなかばひらいて伏せた形の屋根

葺瓦葺²：横断面が波型（S字型）の平瓦で葺いたもの

平入³：切妻造の大棟に平行な側（平）から建物に入る構造のこと

せがい造⁴：町家・商家の軒先を支える木組みの構造・意匠

下見板張⁵：横長の板を用いる板張り技法の一種

地袋⁶：床脇に設けられる戸棚のこと



鈴木家住宅主屋



鈴木家住宅裏座敷及び渡り廊下

国登録有形文化財(建造物)の制度について

従来の文化財指定制度(国の指定)を補完する新しい保護手法として、平成8(1996)年10月の文化財保護法改正により導入された文化財保護制度。

登録の対象となるものは、建築後50年を経過した建造物で、かつ次のいずれかの基準に該当するものである。

- 1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 2 造形の規範となっているもの
- 3 再現することが容易でないもの

また、建造物とは住宅・工場・社寺・事務所等の建築物、橋梁・ダム・トンネル・堤防・水門等の土木構造物や煙突・塀などの工作物が該当する。

登録有形文化財(建造物)の登録状況

1 碧南市について

登録有形文化財(建造物)の登録件数は、今回の答申数(2件)を加えて、官報告示を経て、4件となる予定である。一覧は以下の通りである。

種別	名称	員数	所有者	登録年月日
建築物	九重味淋大蔵	1棟	個人	平成17年2月9日
その他 工作物	愛知県立碧南高等学校正門門柱 (旧愛知県碧南国民学校正門)	1基	愛知県	平成29年6月28日
建築物	鈴木家住宅主屋	1棟	個人	新規
建築物	鈴木家住宅裏座敷及び渡り廊下	1棟	個人	新規

2 愛知県について

登録有形文化財(建造物)の登録件数は、今回の答申数(6件)を加えて、官報告示を経て、581件となる予定である。

3 全国について

登録有形文化財(建造物)の登録件数は、今回の答申数(163件)を加えて、官報告示を経て、15,041件となる予定である。

区 分		新 規 登 録	累 計 [※]
登 録 数	碧 南 市	2件	4件
	愛 知 県	6件	581件
	全 国	163件	15,041件

別添資料3

碧南市内指定等文化財件数（官報告示時点）

種別			国登録			参考			計
			現在数	今回答申	計	国指定	県指定	市指定	計
有形文化財	建 造 物		2	2	4		1	1	6
	美術 工芸品	絵 画				1		3	4
		彫 刻				1	3	1 0	1 4
		工 芸 品				2	2	3	7
		書跡・典籍・古文書						1 4	1 4
		考古資料							
		歴史資料						8	8
無形文化財	芸 能								
	工芸技術								
民俗文化財	有形民俗文化財							8	8
	無形民俗文化財							3	3
記念物	史 跡								
	名 勝								
	天然記念物	動 物							
		植 物						2	2
		地質鉱物							
合計			2	2	4	4	6	5 2	6 6

※今回文化財の登録答申がされる文化財は、官報告示（時期は未定）を経て登録されます。

官報告示後、碧南市内の国登録有形文化財の件数は4件となる予定です。

文化財指定制度…重要なものを厳選し許可制などの強い規制など手厚い保護を行うもの

文化財登録制度…届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度で、

従来の指定制度を補完するもの。